

令和 8 年度武蔵村山市農業委員会活動指針

(農業委員会法 7 条「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」)

令和 8 年 4 月 3 0 日
武蔵村山市農業委員会

1 基本方針

平成 2 8 年 4 月の改正農業委員会法の施行により、農業委員会はこれまでの法令事務に加え、「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務とされ、生産緑地の指定や利用促進に加え、遊休農地の発生防止・解消、農地の集積・集約化、新規参入の促進を推進し、農業委員会活動を活性化することが求められている。

東京都農業会議の令和 7 年度農業委員会活動推進要領に準拠し、農業委員会活動の推進を図るとともに、「地産地消型」の農業を展開する中で、多くの消費者に新鮮で安全な農産物を供給し好評を得ているが、農業者の高齢化等による担い手不足や遊休農地の増加も危惧されている。

このようなことから、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、農業委員が農地等の利用の最適化を進めることができるよう武蔵村山市農業委員会活動指針として具体的な推進方法と目標を以下のとおり定めることとする。

今後はこの指針に基づき、農業の発展に向けて、農地制度を地域農業者へ周知を図りながら、新たな担い手の確保・育成、遊休農地の発生防止・解消、農地の利用集積・集約化、新規参入の促進等に積極的に取り組むこととする。

2 活動計画等

I 農地制度の周知及び活用と担い手支援活動

特定生産緑地制度や農地中間管理事業等の農地制度・関連事業の周知を図るとともに制度等の活用により、農地の利活用に積極的に取り組むものとする。

新たな担い手の確保のため、認定農業者や指導農業士を中心とした研修生の積極的な受入れや東京農業アカデミー八王子研修農場など関係機関との連携により、認定新規就農者や農業後継者への支援を進め「地産地消型」農業を推進する。

II 重点活動

(1) 情報活動の推進

「農業委員会報」などを活用し、農業経営基盤強化促進法の一部改正及び法定化された「地域計画」の周知や農業を取り巻く法律や制度・農業委員会の役割等の情報提供を行い、より一層の農地制度や農業委員会活動への理解を求めるとともに、「全国農業新聞」の購読普及を推進する。

(2) 農地利用状況調査の効果的な実施

農地利用状況調査の実施に当たっては、農地法に規定された遊休農地に対する措置への対応及び税の公平性を踏まえた手法などについて検討を進め、より一層の農地の保全と利活用を図る。

さらに、農業委員は、地域の農地の状況を把握し、管理不十分な農地について、その要因確認とともに利用促進に努める。

(3) 農地中間管理事業の周知および農地のあっせん・利用促進活動

市街化区域以外については、管理不十分な農地の有効活用を進めるとともに、農地中間管理事業の周知により一層取り組む。

あわせて、認定農業者や認定新規就農者および新規就農希望者等に農地を積極的にあっせんし、農地長期貸借促進奨励事業の活用により担い手の経営の安定化を図るなど、農地中間管理事業による農地の有効活用を進める。

(4) 都市農地貸借円滑化法を活用した生産緑地の有効活用

市街化区域においては、生産緑地の保全や指定を進めるとともに、農地の貸し手・借り手の意向について都市農地貸借円滑化法による貸借のマッチング活動を推進することで、都市農地の利用促進につなげていく。

さらに、担い手の長期的展望に立った営農を実現するため、農地長期貸借促進奨励事業を活用した10年以上の安定した期間の賃貸借等を推進する。

(5) 更なる地域計画の区域の現況、及び課題の把握

地域利用計画策定に向けた利用意向調査の未回答者に対する意向把握、情報提供、集積の意向把握等に努め、更新の支援を行っていく。

III 統一活動

(1) 担い手の育成と農業経営支援活動

「認定農業者制度」の普及や「家族協定」の締結の啓発、「新規就農者」との相談会・意見交換会を実施し、後継者の確保・育成を図るとともに、農地制度の普及により農業者の経営安定化のための支援に取り組む。

(2) 座談会の開催

農業者に農地制度や情勢等を伝えるための座談会を3地区に分けて開催する。

(3) 農地の利用状況確認と利用促進

日常活動として地域の農地パトロールに取り組み、農地の状況を的確に把握し、地域の農地の保全と利活用を進める活動に取り組む。

(4) 活動記録カードの活用推進

農地制度の情報提供や農業者からの相談は、その内容を記録し、農業委員会協議会などで情報共有を図る。日常の農作業やその行き帰り等の中で農地の利用状況を確認したなど、短時間の活動ももれなく記録して情報共有することで農業委員会活動の活性化を図る。

(5) 相続税納税猶予制度に伴う指導・助言

制度利用者に対して制度の留意点等について助言するとともに、制度に見合った適正な農地利用を行うよう指導・助言する。

(6) 委員研修

各種研修会や視察研修に積極的に参加し、農業者に情報発信を行う。

(7) 地域住民との交流

農業まつりなどの地域住民との交流を深める事業・行事等に積極的に参加し、市の農業について理解促進に努める。

(8) 教育・福祉との連携強化

教育委員会との意見交換、食農教育への協力、体験学習及び職場体験の受け入れなどに取り組む。

IV 最適化活動の推進について

令和4年2月2日付農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、農業委員会は、同通知に基づき活動目標の設定、活動内容の記録、目標に照らして成果の点検・評価を行ったうえで公表をすることとする。

3 最適化指針の具体的な目標、評価方法について

農地等の利用の最適化に関する指針として、以下の3項目について取り組むものとする。

I 遊休農地の発生防止・解消

(1) 目標

| | 管内の農地面積 (A) | 遊休農地面積 (B) | 遊休農地の割合 (B/A) |
|----------------|----------------|---------------|------------------|
| 当初 (令和7年3月) | 171 ha | 0.1 ha | 0.1 % |

| | 管内の農地面積 (A) | 遊休農地面積 (B) | 遊休農地の割合 (B/A) |
|---------------------|----------------|---------------|------------------|
| 現 状 (令和8年3月) | 171 ha | 0.1 ha | 0.1 % |
| 3年後の目標 (令和10年3月) | 171 ha | 0.1 ha | 0.1 % |
| 目 標 (令和17年3月) | 171 ha | 0.0 ha | 0.0 % |

(2) 推進方法：上記2Ⅱ（2）及び2Ⅲ（3）の取組を通して推進する。

(3) 評価方法：遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会により最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

Ⅱ 担い手への農地利用の集積・集約化

(1) 目標

| | 管内の農地面積 (A) | 集積面積 (B) | 集積率 (B/A) |
|---------------------|----------------|-------------|--------------|
| 当 初 (令和7年3月) | 171 ha | 54.6 ha | 31.9 % |
| 現 状 (令和8年3月) | 171 ha | 55.2 ha | 32.2 % |
| 3年後の目標 (令和10年3月) | 171 ha | 60.0 ha | 35.1 % |
| 目 標 (令和17年3月) | 171 ha | 65.0 ha | 38.0 % |

(2) 推進方法：上記2Ⅱ（2）及び2Ⅲ（3）の取組を通して推進する。

(3) 評価方法：農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会により最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

Ⅲ 新規参入の促進

(1) 目標

| | 新規参入者数（個人） （農地集積面積） | 新規参入者数（法人） （農地集積面積） |
|---------------------|------------------------|------------------------|
| 当 初 （令和7年3月） | 2 人 （1.7 ha） | 0 法人 （0.0 ha） |
| 現 状 （令和8年3月） | 4 人 （2.6 ha） | 0 法人 （0.0 ha） |
| 3年後の目標 （令和10年3月） | 6 人 （2.0 ha） | 0 法人 （0.0 ha） |
| 目 標 （令和17年3月） | 8 人 （2.3 ha） | 0 法人 （0.0 ha） |

(2) 推進方法：上記2 I の取組を通して推進する。

(3) 評価方法：新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会により最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。